

● 事業の概要

長引くコロナ禍により影響を受ける市内事業所の売上回復や需要喚起を目的として、市内団体等が行う、新しい生活様式に対応したイベント等に対し、「奈良市新しい生活様式対応事業補助金」（以下「補助金」という。）を交付します。

● 対象者

本市に事業所を有するもの **5 事業所以上**により構成される団体又はこれに準ずると認められる者

● 対象事業

新型コロナウイルス感染症の影響を受けた市内事業所の売上回復や需要喚起を目指して実施する、国が示す「新しい生活様式」に対応した新規性のあるイベント事業等。

※**参加する事業所数を 15 事業所以上**とし、事業後においても、事業により得られる効果を継続させるイベント事業等とすること（一過性のものは対象外）。

※ 3 密の回避や、感染対策の徹底、非接触のための仕組み等を、新たに実践した取り組みであること。

※**これまでの事業と内容が変わらないと思われる事業は対象外**とする。

● 対象外経費

- 各種会議の食事代等の経費
- 交際費
- 販売を目的とした仕入れに関わる商品及びその材料となる経費
- 備品の購入費
- 補助金申請書類作成のための費用

● 補助金の額

補助限度額 50 万円 補助率 2 / 3 ※1,000円未満の端数は切り捨て

● 募集期間及び申請方法

[募集期間]

令和4年9月15日（木曜日）～ 令和4年 **10月31日（月曜日）**

※**先着順とせず、事業計画等の内容を審査した上で決定します。**

[補助対象期間]

令和4年11月1日（火曜日）～ 令和5年 **2月28日（火曜日）**

[申請方法]

次の「申請時に提出が必要な書類等」に必要な事項を明記の上、奈良市産業政策課（奈良市役所北棟 2 階）まで直接持参または送付してください。

[申請時に提出が必要な書類等]

- ① 補助金等交付申請書
- ② 事業実施計画書
- ③ 事業収支予算書

[変更・中止時に提出が必要な書類等]

- ④ 補助事業等変更・中止(廃止)承認申請書

[事業の完了報告時に提出が必要な書類等]

- ⑤ 補助事業等実績報告書
- ⑥ 事業実施報告書
- ⑦ 事業収支精算書
- ⑧ 補助金等交付請求書

● 審査方法

審査は原則として申請書類に基づいて行いますが、必要に応じてヒアリング及び現地調査を実施するほか、追加資料の提出を求められることがあります。

次の「審査基準」及び、別紙「審査項目及び審査基準表」に基づき、申請内容を個別採点方式により評価し合計点数で審査します。

応募多数の場合は、書類審査により上位者を選出し、合計点数が同じ場合は、加重科目の合計得点が上位の者を選定します。採点が60点未満の場合は選考対象外とします。

● 審査基準

「奈良市新しい生活様式対応事業補助金」の審査基準は、次のとおりです。

- ① 応募資格
 - 本市に事業所を有するもの5事業所以上により構成される団体又はこれに準ずると認められるか。
 - 任意団体の場合は、経費の負担や事業の役割分担等、実態の伴った団体かどうか。
- ② 事業内容
 - ・ 事業内容が本事業の目的に合致しているか。
 - ・ 事業の実施方法、実施スケジュールが現実的か。本事業を円滑に遂行するために、事業規模等に適した実施体制をとっているか。
 - ・ 必要となる経費・費目を過不足無く考慮し、適正な積算が行われているか。
- ③ 新しい生活様式への対応
 - ・ 業種別の感染拡大防止ガイドライン等の趣旨、内容を遵守し、新型コロナウイルス感染症対策が徹底されているか。
 - ・ 新しい生活様式に対応した新規性のある事業であるか。（これまでの事業と内容が変わらない事業は対象外）
- ④ 事業効果
 - ・ 長引くコロナ禍により経営に影響を受ける事業者の支援に繋がる理由が示されているか。
 - ・ 事業目的を達成するために費用対効果の高いものとなっているか。
 - ・ 参加事業所の売上高等を把握する等、事業の効果検証が行える体制となっているか。
- ⑤ 効果の継続性
 - ・ 事業を一過性の取組で終わらせることのないよう事業により得られる効果を継続させる工夫がみられるか。
 - ・ 具体性があり確実性の高い計画となっているか。
 - ・ 長期的な見通しが具体的に立てられているか。
- ⑥ 収支計画・自立化計画
 - ・ 収支見通し・支出内訳の根拠が具体的に示されているか。

- ・ 事業完了後のランニングコストなどを勘案し、自立的な事業継続が見込まれるものとなっているか。
- ⑦ 計画の熟度
- ・ 独自に行った調査結果を活用するなど、すでに検討を始めており、入念に準備された計画となっているか。
 - ・ 独自に行った調査の内容が、補助事業に活用できる内容となっているか。

● お問合わせ先

ご不明な点については、次の問い合わせ先で対応いたします。

- [相 談 窓 口] 奈良市役所 観光経済部 産業政策課
- [住 所] 〒630-8580 奈良市二条大路南一丁目1番1号
- [T E L] 0742-34-4741
- [時 間] 8時30分～17時15分（月曜日～金曜日）
- [E-mail] sangyoseisaku@city.nara.lg.jp